

重要事項説明書

真盛園 居宅介護支援事業

利用者 _____ 様

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

- ・利用者や家族の意向を基に、居宅サービスが適切に利用できるようサービスの種類内容等の居宅サービス計画作成をすると共に、適切なサービスの提供が確保されるよう便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営の方針

- ・利用者の有する能力に応じ居宅での自立した日常生活の支援各種サービスの総合的かつ、効果的な提供に努めます。
- ・市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、他の居宅介護支援事業者との連携に努めます。

2. 当事業所の概要

- ・居宅介護支援事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	真盛園 居宅介護支援事業所
所在地	大津市坂本5丁目13番1号
事業所の指定番号	2570100046
サービスを提供する地域	唐崎・日吉・仰木・堅田中学校区

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

- ・従業員

	員数	業務内容	勤務体制
管理者	1名	A 従業員の管理・指揮・命令 B 利用申し込みに係わる調整 C 事業実施状況の管理	介護支援専門員が兼務
介護支援専門員	1名以上	A 利用者に対するサービスの種類・内容等の計画作成 B 指定居宅介護事業者・介護保険施設との連絡調整 C 要介護認定等の申請に係わる援助	常勤専任職員2名（内1名は管理者が兼務）

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口及び営業日等

電話	077-578-7171	FAX	077-578-6444
営業日	月曜日～金曜日	営業時間	8時30分～17時30分
担当			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業をしない日 土・日・国民の祝日及び12月29日～1月3日 ・ 営業日、営業時間以外の連絡先 電話077-578-0044 		

4. 居宅介護支援の内容とその提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成

① 居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。

- ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者のおかれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- イ 利用する各サービスの選択に当たっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者又はその家族に提供し公平中立に提供します。
- ウ 利用者に対して居宅サービスの種類、事業者に不当に偏るようなまたは指示を行いません。また複数の事業所の紹介を求めることが可能です。
- エ 居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるようサービス等の担当者から専門的な見地から情報を求めます。
- オ 利用者は居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について事業所を位置づけた理由を求めることが可能です。
- カ 以下について別紙で説明を行います。
 - ・当事業所における前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - ・当事業所における前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合。

② 利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。

③ 居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を両者またはその家族に対して説明します。

- ア 利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し改めて利用者の同意を確認します。
- イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、介護支援専門員に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することが出来ます。

(2) 居宅サービス事業者との連絡調整

居宅サービス計画作成後も、利用者又はその家族、さらに指定居宅サービス事業者と継続的に連絡をとり、居宅サービス計画の実施状況の把握に努めると共に目標に沿ったサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者との調整を行います。

(3) サービス実施状況の把握、評価及び利用者状況の把握

- ① 居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状況を定期的に評価します。
- ② その居宅に置いて日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

③ 介護支援専門員が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意を持って居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

④ 利用者が他の居宅介護支援事業所を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意を持って応じます。

(4) 要介護認定申請等に対する援助

① 利用者の要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう援助を行います。

② 利用者又は代理人が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

(5) 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

5. 利用料金

(1) 利用料

介護保険が適用される場合、利用料を支払う必要はありません。全額介護保険給付されます。

<p>1ヶ月あたりの料金</p> <p>要介護 1～2 11,620 円 要介護 3～5 15,097 円</p> <p>上記料金は天津市地域区分5級地(10.70円/1単位)で計算されています。</p>	<p>ただし、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合、1ヶ月につき左記の金額をいただき、当園から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。</p> <p>この指定居宅介護支援提供証明書を後日、天津市の窓口に出しますと、審査後、差額の払い戻しを受けられます。</p>
--	---

□ 初回加算 (1) 新規に居宅サービス計画を作成した場合、もしくは要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、該当月についてのみ。

3,210 円/月加算

□ 入院時情報連携加算 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係わる必要な情報を提供した場合。

(1) 入院時情報連携加算

(I) (入院した日のうちに情報提供 提供方法は問わない) 2,675 円/1 回

- ・入院日以前の情報提供を含む
- ・営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。

(2) 入院時情報連携加算

(II) (入院した日の翌日又は翌々日に情報提供 提供方法は問わない) 1,070 円/1 回

- ・入院日以前の情報提供を含む
- ・営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む。
- ・営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

- 退院・退所加算 病院若しくは診療所への入院又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設へ入所していた利用者が退院又は退所し、居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に加算する。ただし「連携3回」を算定できるのはそのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行ったうえで居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

連携1回	カンファレンス参加	無	(I)	イ	4,815 円
		有	(I)	ロ	6,420 円
連携2回	カンファレンス参加	無	(II)	イ	6,420 円
		有	(II)	ロ	8,025 円
連携3回	カンファレンス参加	有	(III)		9,630 円

□ 通院時情報連携加算

535 円

- ・利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

□ ターミナルケアマネジメント加算

4,280 円

- ・在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し当該利用者の心身の状況等を記録し主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合加算す

□ 緊急時等居宅カンファレンス加算

2,140 円

- ・病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として所定単位数を加算する。

6. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員については、いつでも変更できます。お気軽に事業所にご相談下さい。

7. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。
- ② 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用が至らなかった場合にモニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理の為の書類整備等を行った場合、サービス提供されたものと同等に取り扱われ、居宅介護支援の基本報酬の算定がされることがあります。

(2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合書面でお申し出下されればいつでも解除できます。
- ② 事業所の都合でサービスを終了する場合
人員不足等、やむ得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合終了1ヶ月前までに書面で通知すると共に、地域の他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
ア 利用者が介護保険施設に入所した場合
イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が要支援非該当（自立）と認定された場合
ウ 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ その他利用者本人やご家族などが当園や当園の介護支援専門員に対してこの契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、書面で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

8. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

利用者状況把握のために、契約期間中少なくとも月に1回以上訪問致します。

9. 個人情報の保護について

- (1) 事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。

- (2) この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
事業者は、利用者から予め書面で同意を得ない限りサービス担当者会議に置いて利用者の個人情報を用いません。又、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については管理者の注意を持って管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

10. 損害賠償

利用者に対して当方の責任に置いて賠償すべき事が起こった場合は利用者に賠償致します。

11. 居宅介護支援に関する相談・苦情

お客様相談・苦情担当

居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

担当者	西村 祐三子	電話	077-578-7171
相談時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分まで		
その他の苦情相談窓口	大津市役所介護保険課	077-528-2753	
	滋賀県運営適正化委員会	077-567-4107	
	滋賀県国民健康保険団体連合会	077-510-6605	

時間外で緊急を要する場合、「077-578-0044」(特別養護老人ホーム 真盛園)

12. 当園の概要

名 称	社会福祉法人 真盛園
代表者氏名	理事長 市川 隆成
所在地・電話番号	大津市坂本5丁目13番1号 (077-578-0044)
定款の目的に定めた事業	1. 第一種社会福祉事業 養護老人ホーム・特別養護老人ホーム 2. 第二種社会福祉事業 サービスセンター・ショートステイ 老人居宅介護事業 3. 公益事業 居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション 特定施設入居者生活介護事業所 地域交流センター 4. その他これに付随する業務
営 業 所 数	居宅介護支援 1カ所

13. 事故発生時の対応
 - (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
 - (2) 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止に努めます。
14. 非常災害対策

事業者は、非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携、協力を図り相互にその事業を継続することができるよう努めます。
15. 事業所運営の指針
 - (1) 事業所を運営する法人の役員、管理者及び職員は暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項においても同じ）であってはならないとしています。
 - (2) 事業者はその運営について、暴力団員の支配をうけてはならないとしています。
16. 利用者の人権の擁護、虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
17. 衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行う。
18. 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時においてサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

 2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
19. その他運営に関する重要事項

本事業の社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設け

るとともに業務態勢を整備する。

2. 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

年 月 日

利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	大津市坂本五丁目13番1号	
	名称	社会福祉法人 真盛園	
		理事長 市川 隆成	印
説明者	所属	真盛園 居宅介護支援事業所	
	氏名		印

私は本書面により、事業所説明者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住所		
	氏名		印
(代理人)	住所		
	氏名		印